

公益法人制度改革における移行期間の満了について(速報)

- 平成25年11月末をもって、旧公益法人(特例民法法人)の5年間の移行期間が満了しました。
 - ① 平成20年12月から5年間の移行期間中に、計20,736の旧公益法人が新制度への移行を申請し、
 - ② その44%に当たる9,054法人が新公益法人への移行申請でした(内閣府に2,172法人、都道府県に6,882法人)。
 - ③ 移行申請した法人のうち、寄附優遇税制の対象となる法人¹は、公益法人制度改革前の862法人²(全公益法人の約3.5%)から、9,054法人(移行申請を行った法人の44%)へと10倍以上に増加します。

(注1) 税法上の「特定公益増進法人」(特増)。新制度では、公益認定法に基づく認定を受けた全公益法人が寄付優遇税制の対象
(注2) 平成20年4月時点

